証券コード　8909
平成29年３月14日

株　主　各　位

福岡市中央区天神一丁目１番１号
株式会社シノケングループ
代表取締役社長　篠　原　英　明

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年３月28日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年３月29日（水曜日）午前10時

２．場　　所　福岡市中央区天神一丁目１番１号
アクロス福岡　４階　国際会議場
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．株主総会の目的事項

報告事項
１．第27期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第27期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役５名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.shinoken.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策等により企業業績や雇用環境は緩やかな回復傾向となりました。一方、世界経済は米国経済が回復基調で推移したほか、新興国においても資源価格の回復による成長減速に歯止めがかかるなど、全体として持ち直しの兆しが見られたものの、英国のＥＵ離脱問題、米国大統領選挙後の政策動向に対する懸念等から、先行き不透明な状況で推移しました。

当不動産業界におきましては、用地価格や建築コストの高騰等の影響により、不動産業界における一部の事業領域においては減速感が生じているものの、投資用不動産においては、金融緩和を背景とした投資家の投資姿勢は引き続き旺盛であることから、概ね堅調に推移しました。

このような環境のもと当社グループは、フロービジネス（アパート販売、マンション販売、ゼネコン事業）とストックビジネス（不動産賃貸管理、金融・保証関連、介護関連、ＬＰガス供給販売）との連携により、各事業間のシナジー効果の創出に努め、営業力、技術力及びサービスの質を高めるとともに、収益力の向上及び企業価値の最大化を図ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高は812億94百万円（前期比47.6％増加）、営業利益は105億70百万円（前期比55.2％増加）、経常利益は98億95百万円（前期比53.4％増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は66億62百万円（前期比49.8％増加）と、前期に引き続き過去最高益を計上するとともに、７期連続の増収増益となりました。

セグメント別の業績の概況は次のとおりであります。

【アパート販売事業】

アパート販売事業は、主に土地をお持ちでないサラリーマン・公務員層に対し資産形成を目的としたアパート経営の提案を行ってまいりました。アパートの引渡しは計画通り推移し、新たなアパート用地の確保にも努めてまいりました。

その結果、売上高は413億95百万円となりました。

【マンション販売事業】
　マンション販売事業は、首都圏において投資用に特化したコンパクトでハイクオリティな物件の販売が順調に推移いたしました。
　その結果、売上高は177億15百万円となりました。
【ゼネコン事業】
　ゼネコン事業は、法人・個人・官公庁から受注した請負工事の進捗が順調に推移いたしました。
　その結果、売上高は117億41百万円となりました。
【不動産賃貸管理事業】
　不動産賃貸管理事業は、管理物件の入居率の維持・向上を目指し、広告活動やリーシング力の強化により入居促進に努めてまいりました。当連結会計年度末における賃貸管理戸数は22,021戸、マンション管理戸数は4,687戸となり、堅調に推移いたしました。
　その結果、売上高は77億49百万円となりました。
【金融・保証関連事業】
　金融・保証関連事業は、家賃滞納保証件数の増加に向けて、保証プランの充実や新規顧客の獲得を図り保証家賃の回収率向上に努めました。
　また、少額短期保険においては、賃貸経営リスクのひとつである入居者死亡による家賃損失や居室の原状回復を補償して、入居者の孤立死等に対応した新商品「賃貸経営サポート保険」を開発し、オーナー様のリスクを低減することができました。
　その結果、売上高は６億85百万円となりました。
【介護関連事業】
　介護関連事業は、東京、大阪、福岡の３拠点において３棟のサービス付き高齢者向け住宅、２ヶ所の通所介護（デイサービス）施設、６施設のグループホーム及び１施設の小規模多機能型居宅介護施設を主として保有し、運営を行っております。
　また、当連結会計年度において連結の範囲に含めた㈱アップルケアにより、訪問介護サービス及び居宅介護支援事業等のサービス提供を開始することで、事業領域の拡大及び各施設の入居率の維持・向上を図るとともに、当社グループの賃貸管理物件を活用した高齢者の方々が安心、安全、かつ、低価格でご利用いただけるシステム（寿らいふプラン）をはじめとする介護関連サービスの更なる充実に努めてまいりました。
　その結果、売上高は10億42百万円となりました。

【その他の事業】

ＬＰガス供給販売事業においては、仙台圏において㈱エスケーエナジー仙台が営業を開始したことに伴い、ＬＰガス供給世帯数は当連結会計年度末において20,498世帯となったほか、海外事業においてもインドネシアにおいて現地法人の設立が完了し、着実に推移いたしました。

その結果、売上高は９億62百万円となりました。

事業セグメント別の売上高は、次のとおりであります。

事業区分	第26期（平成27年12月期）		第27期（平成28年12月期）		
	売上高(百万円)	構成比(％)	売上高(百万円)	構成比(％)	増減比(％)
アパート販売事業	23,759	43.2	41,395	50.9	74.2
マンション販売事業	13,664	24.8	17,715	21.8	29.6
ゼネコン事業	9,382	17.0	11,741	14.5	25.1
不動産賃貸管理事業	6,411	11.6	7,749	9.5	20.8
金融・保証関連事業	539	1.0	685	0.9	27.2
介護関連事業	520	1.0	1,042	1.3	100.2
その他の事業	792	1.4	962	1.1	21.5
計	55,070	100.0	81,294	100.0	47.6

（注）　セグメント間の取引については相殺消去しております。

②　設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の額は９億33百万円であり、主にＬＰガス供給設備であります。

③　資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金及び借入金により充当いたしました。なお、借入金は、金融機関を中心に長期借入金及び短期借入金として調達いたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 24 期 (平成25年12月期)	第 25 期 (平成26年12月期)	第 26 期 (平成27年12月期)	第 27 期 (当連結会計年度) (平成28年12月期)
売　　上　　高（千円）	25,970,657	39,724,711	55,070,428	81,294,553
経　常　利　益（千円）	2,667,208	4,302,498	6,448,113	9,895,499
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	2,026,318	2,886,749	4,447,609	6,662,715
１株当たり当期純利益（円）	249.18	177.23	270.02	400.92
総　　資　　産（千円）	22,202,836	38,625,445	52,457,072	72,273,043
純　　資　　産（千円）	5,060,533	8,001,613	12,345,461	18,548,334
１株当たり純資産額（円）	621.07	490.24	740.88	1,113.14

（注）１．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数については、自己株式数を控除して用いております。

２．１株当たり情報の算定上の基礎となる「１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数」及び「１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数」は、「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として株式給付信託が保有する当社株式を控除しております。

３．平成27年１月１日を効力発生日として、株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第25期の１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額については、期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な子会社の状況（平成28年12月31日現在）

名　　称	資本金 (千円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
㈱シノケンハーモニー	495,000	100.0	アパート販売事業 マンション販売事業
㈱小　川　建　設	95,000	100.0	ゼネコン事業
㈱シノケンファシリティーズ	50,000	100.0	不動産賃貸管理事業
㈱シノケンコミュニケーションズ	99,000	100.0	金融・保証関連事業
㈱シノケンウェルネス	80,000	100.0	介護関連事業
㈱フ　レ　ン　ド	85,000	100.0	介護関連事業
㈱エスケーエナジー	52,500	100.0	ＬＰガス供給販売事業

（注）連結子会社は21社であり、持分法適用関連会社は２社であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、いかなる経済環境の変化にも柔軟に対応できる経営基盤の構築を目指してまいります。

そのためには、フロービジネス（アパート販売、マンション販売、ゼネコン事業）の営業体制を強化し、ストックビジネス（不動産賃貸管理、金融・保証関連、ＬＰガス供給販売）等の各事業とのシナジー効果を創出し、確固たる経営基盤の確立を図ってまいります。

あわせて、海外事業における事業規模の拡大を図るとともに、急速に進行する超高齢化社会に対応するため、当社の強みである不動産関連ノウハウを活かした介護関連への取り組みを推進するなど、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

事業区分	主な内容
アパート販売事業	個人投資家に対するアパートの企画・開発・販売
マンション販売事業	個人投資家に対するマンションの企画・開発・販売
ゼネコン事業	ビル、マンション、個人住宅等の企画・設計・建築請負全般
不動産賃貸管理事業	アパート及びマンション等の賃貸管理、仲介業務、マンション管理及びビルメンテ
金融・保証関連事業	入居者向け家賃滞納保証業務、少額短期保険事業
介護関連事業	サービス付き高齢者向け住宅・認知症対応型グループホーム・小規模多機能型居宅介護施設の運営、訪問介護及び居宅介護支援事業
その他の事業	ＬＰガス供給販売及び海外事業等

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年12月31日現在）

当　　社	本　　社：福岡市中央区
㈱シノケンハーモニー	本　　社：東京都港区
㈱小川建設	本　　社：東京都新宿区
㈱シノケンファシリティーズ	本　　社：福岡市中央区
㈱シノケンコミュニケーションズ	本　　社：福岡市中央区
㈱シノケンウェルネス	本　　社：東京都港区
㈱フレンド	本　　社：東京都港区
㈱エスケーエナジー	本　　社：福岡市中央区

(7) 従業員の状況（平成28年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
588名	149名増

（注）１．従業員数は就業員数であり、準社員・パートタイマー等162名を含んでおりません。
２．前連結会計年度と比べて従業員数が149名増加しております。これは主に業容拡大に伴いアパート販売事業において59名増加したこと及び、㈱アップルケアを連結の範囲に含めたことにより介護関連事業において34名増加したことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7名	5名増	36.5歳	3.8年

（注）　従業員数は就業員数であり、準社員・パートタイマー等１名を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年12月31日現在）

① 企業集団の主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社西日本シティ銀行	8,913,848千円
株式会社りそな銀行	5,424,469千円
株式会社東京スター銀行	3,155,370千円
株式会社佐賀銀行	2,296,948千円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,103,817千円

② 当社の主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社西日本シティ銀行	773,000千円
株式会社東京スター銀行	765,500千円
株式会社日本政策金融公庫	641,120千円
株式会社みずほ銀行	281,500千円
株式会社百十四銀行	260,000千円

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　60,000,000株
② 発行済株式の総数　17,976,600株
③ 株主数　4,839名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
篠原英明	2,993,900株	17.9%
株式会社九州リースサービス	983,000株	5.8%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	703,900株	4.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	609,600株	3.6%
水上博和	585,000株	3.5%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	360,000株	2.1%
シノケングループ取引先持株会	344,600株	2.0%
株式会社ＳＢＩ証券	323,000株	1.9%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	266,200株	1.5%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	248,499株	1.4%

（注） 持株比率は自己株式(1,341,552株)のうち役員株式給付信託(BBT)口自己株式(37,400株)及び従業員株式給付信託(J-ESOP)口自己株式(13,900株)を除く、当社所有自己株式(1,290,252株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

イ．平成24年８月21日付取締役会決議

（平成28年12月31日現在）

		第５回新株予約権
発行決議日		平成24年８月21日
新株予約権の数		3,750個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　750,000株 （新株予約権１個につき200株）
新株予約権の発行価額		549円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり32,400円 （１株当たり162円）
権利行使期間		平成27年４月１日から 平成34年９月４日まで
行使の条件		（注）１、２、３、４、５
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　1,650個 目的となる株式数　330,000株 保有者数　１人
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－人
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－人

（注）１　新株予約権者は、平成25年12月期及び平成26年12月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書）において、経常利益がいずれも13億円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

２　新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

３　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

４　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

５　各本新株予約権の一部行使はできない。

ロ．平成26年５月12日付取締役会決議

（平成28年12月31日現在）

		第６回新株予約権
発行決議日		平成26年５月12日
新株予約権の数		4,110個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　822,000株 （新株予約権１個につき200株）
新株予約権の発行価額		1,617円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり147,000円 （１株当たり735円）
権利行使期間		平成28年４月１日から 平成33年５月26日まで
行使の条件		（注）１、２、３、４、５
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　4,010個 目的となる株式数　802,000株 保有者数　３人
	社外取締役	新株予約権の数　40個 目的となる株式数　8,000株 保有者数　２人
	監査役	新株予約権の数　60個 目的となる株式数　12,000株 保有者数　３人

（注）１　新株予約権者は、平成26年12月期及び平成27年12月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書）において、平成26年12月期の経常利益が31億円以上かつ平成27年12月期の経常利益が35億円以上の場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

２　新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

３　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

４　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

５　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

ハ．平成28年３月１日付取締役会決議

（平成28年12月31日現在）

		第７回新株予約権
発行決議日		平成28年３月１日
新株予約権の数		3,060個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　306,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の発行価額		700円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり177,300円 （１株当たり1,773円）
権利行使期間		平成31年４月１日から 平成35年３月15日まで
行使の条件		（注）１、２、３、４、５
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　3,060個 目的となる株式数　306,000株 保有者数　３人
	社外取締役	―
	監査役	―

（注）１　新株予約権者は、平成28年12月期、平成29年12月期及び平成30年12月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書）における経常利益が次の各号に定めるすべての条件を達成している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 平成28年12月期の経常利益が71億円を超過していること

(b) 平成29年12月期の経常利益が78億円を超過していること

(c) 平成30年12月期の経常利益が90億円を超過していること

２　新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

３　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

４　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

５　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

② 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

イ．平成28年３月１日付取締役会決議

（平成28年12月31日現在）

		第７回新株予約権
発行決議日		平成28年３月１日
新株予約権の数		90個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　9,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の発行価額		700円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり177,300円 （１株当たり1,773円）
権利行使期間		平成31年４月１日から 平成35年３月15日まで
行使の条件		（注）１、２、３、４、５
交付状況	当社使用人	―
	当社の子会社役員及び使用人	新株予約権の数　90個 目的となる株式数　9,000株 交付者数　８人

（注）１　新株予約権者は、平成28年12月期、平成29年12月期及び平成30年12月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書）における経常利益が次の各号に定めるすべての条件を達成している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 平成28年12月期の経常利益が71億円を超過していること

(b) 平成29年12月期の経常利益が78億円を超過していること

(c) 平成30年12月期の経常利益が90億円を超過していること

２　新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

３　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

４　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

５　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

ロ．平成28年３月１日付取締役会決議

（平成28年12月31日現在）

		第８回新株予約権
発行決議日		平成28年３月１日
新株予約権の数		687個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　68,700株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の発行価額		―
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり222,200円 （１株当たり2,222円）
権利行使期間		平成30年４月１日から 平成33年３月31日まで
行使の条件		（注）１、２、３、４
交付状況	当社使用人	新株予約権の数　16個 目的となる株式数　1,600株 交付者数　４人
	当社の子会社役員及び使用人	新株予約権の数　671個 目的となる株式数　67,100株 交付者数　285人

（注）１　新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

２　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

３　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

４　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（平成28年12月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	篠原　英明	㈱シノケンハーモニー　代表取締役会長 ㈱シノケンファシリティーズ　代表取締役社長
取締役	霍川　順一	常務執行役員 グループ会社　管理部門担当 ㈱シノケンコミュニケーションズ　代表取締役社長
取締役	三浦　義明	常務執行役員 グループ会社　営業部門担当 ㈱シノケンハーモニー　代表取締役社長
取締役	西堀　敬	㈱日本ビジネスイノベーション　代表取締役
取締役	安田祐一郎	㈲淀屋橋総合会計　代表取締役社長 ㈱淀屋橋不動産鑑定　代表取締役社長
常勤監査役	坂田　實	
監査役	井上　勝次	税理士
監査役	柴田　弘俊	

（注）１．取締役西堀敬氏及び安田祐一郎氏は、社外取締役であります。
２．監査役は全員、社外監査役であります。
３．監査役３名は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役坂田實氏は、35年以上企業の経理・総務部門に勤務した豊富な実務経験と専門知識を有しております。
・監査役井上勝次氏は、税理士の資格を有しております。
・監査役柴田弘俊氏は、37年間企業の経理・財務部門に勤務した豊富な実務経験と専門知識を有しております。
４．社外役員の重要な兼職先と当社との間に、記載すべき特別な関係はありません。
５．当社は、監査役井上勝次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容及び概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役とは、会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

・社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
・上記の責任限度が認められるのは、社外取締役及び社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

③　取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	人　員（名）	報酬等の総額（千円）
取　締　役 （うち社外取締役）	5 （2）	102,310 （ 5,160）
監　査　役 （うち社外監査役）	3 （3）	9,975 （ 9,975）
合　　計	8	112,285

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成28年３月29日開催の第26回定時株主総会において年額500,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成13年６月29日開催の第11回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
４．上記支給金額のほか、取締役（社外取締役を除く）３名に対して、役員向け業績連動型報酬として、株式給付規程（役員向け）に基づき20,633千円を計上しております。この役員向け業績連動型報酬制度につきましては、平成27年３月26日開催の第25回定時株主総会において２.に記載の報酬とは別枠で決議いただいております。

④　社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

西堀取締役	当事業年度に開催した取締役会14回全てに出席し、経営者としての専門知識と豊富な実務経験を基に数多くの意見を述べています。
安田取締役	当事業年度に開催した取締役会14回全てに出席し、税理士及び公認会計士としての専門知識と豊富な実務経験を基に数多くの意見を述べています。
坂田監査役	当事業年度に開催した取締役会14回全て及び監査役会16回全てに出席し、監査役会においては議長として、監査役会の運営にあたるほか、取締役会においては、監査役会を代表して意見を述べています。
井上監査役	当事業年度に開催した取締役会14回全て及び監査役会16回全てに出席し、各会議では税理士としての専門家の意見を述べています。
柴田監査役	当事業年度に開催した取締役会14回全て及び監査役会16回全てに出席し、専門知識と豊富な実務経験を基に数多くの意見を述べています。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

区　　分	支払額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議内容の概要は以下のとおりであります。

イ．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスの維持は各取締役が自己の分掌範囲について責任をもって行う。その運用状況は、取締役会及び監査役が監督及び監査を行う。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規程、文書管理規程及び内部情報管理規程その他の社内規程に基づき、その保存媒体の形式に応じて適切に保存及び管理を行う。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部監査規程及びリスク管理規程その他の社内規程に基づき、損失の防止及び最小化を図るものとし、当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）におけるリスクを網羅的・統括的に管理する。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務は業務分掌規程及び職務権限規程による権限委譲によって効率的に実施され、その結果は取締役会及び経営会議で共有され総合的に評価する。

ホ．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社員就業倫理規程その他の社内規程により、行動基準を示すほか、その運用状況は内部監査部門が監査する。

ヘ．当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 当社グループは、関係会社管理規程によりグループ全体の内部統制体制を整備し、連結経営による業務の広がりとグループ全体のシナジー効果の発揮を推進する体制を強化する。業績その他重要事項等については、毎月開催される取締役会及び経営会議等により報告を受ける。

b. 当社グループは、組織的リスク状況の監視並びに全社的対応は、グループ管理部門が行い各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。

c. 当社グループは、業務分掌規程及び職務権限規程による権限委譲に基づき、取締役の職務執行が効率的に実施されるものとし、その結果は取締役会及び経営会議で共有され部門間調整も含めて総合的に評価する。

d. 当社グループは、社員就業倫理規程その他の社内規程により、取締役及び使用人の行動基準を示すほか、その運用状況は内部監査部門が監査する。

ト．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する使用人は、必要に応じて内部監査部門の所属員から兼務させるものとし、その補助使用人については取締役からの独立性を確保する体制を講ずるものとする。補助使用人は、当社の業務執行を兼務せず、監査役の指揮命令に従うものとする。

チ．当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

a. 監査役は取締役会に出席し、決議事項及び報告事項を聴取し、必要がある場合には意見を述べる。

b. 当社グループの取締役及び使用人は監査役に対し以下の報告を行う。

・会社に著しい損害を及ぼす惧れのある事実を発見した場合
・役職員が法令もしくは定款に違反する行為をし、又はその惧れがある場合
・監査役が報告を求めた場合

リ．監査役へ報告した者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを社内規程に基づき禁止し、当該報告者を適切に保護するものとする。

ヌ．監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する体制

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

ル．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

実効的な監査役監査に資するために、執行部門は監査役監査の実施のための支援協力体制を強化するとともに、監査役は監査情報の共有のために内部監査部門及び会計監査人との連携を密にするものとする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおきましては、上記に掲げた内部統制システムの施策に伴い、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況についての重要な欠陥がないかモニタリングを常時行っております。また、グループ管理部門及び内部監査部門が中心となり、各部門に対し研修等を通じて内部統制システムの重要性とコンプライアンスに対する教育を行い、グループ全体の統括、推進をしています。

(6) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

名　称	住　所	帳簿価額の合計額（千円）	当社の総資産額（千円）
㈱シノケンハーモニー	東京都港区芝大門2-5-5	3,198,482	11,359,223
㈱小川建設	東京都新宿区四谷1-4	2,603,043	

連結貸借対照表

（平成28年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**61,499,671**	**流動負債**	**31,393,504**
現金及び預金	13,524,515	不動産事業未払金	4,782,658
不動産事業未収入金	248,342	工事未払金	2,861,654
受取手形・完成工事未収入金	4,530,543	１年内償還予定の社債	434,000
営業貸付金	184,003	短期借入金	15,908,365
販売用不動産	26,624,023	未払法人税等	2,333,146
不動産事業支出金	15,336,378	その他	5,073,678
その他のたな卸資産	6,909	**固定負債**	**22,331,205**
繰延税金資産	394,252	社債	1,596,000
その他	658,797	長期借入金	20,024,465
貸倒引当金	△8,096	株式給付引当金	33,725
固定資産	**10,773,372**	その他	677,014
有形固定資産	**6,143,067**	**負債合計**	**53,724,709**
建物及び構築物	1,974,303	（純資産の部）	
土地	2,881,242	**株主資本**	**18,319,139**
その他	1,287,521	資本金	1,050,021
無形固定資産	**1,550,818**	資本剰余金	624,505
のれん	1,424,537	利益剰余金	17,252,139
その他	126,281	自己株式	△607,526
投資その他の資産	**3,079,485**	**その他の包括利益累計額**	**198,006**
投資有価証券	1,807,330	その他有価証券評価差額金	139,649
繰延税金資産	76,033	繰延ヘッジ損益	△1,624
退職給付に係る資産	10,245	為替換算調整勘定	59,981
その他	1,256,968	**新株予約権**	**9,999**
貸倒引当金	△71,092	**非支配株主持分**	**21,188**
		純資産合計	**18,548,334**
資産合計	**72,273,043**	**負債純資産合計**	**72,273,043**

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**81,294,553**
売上原価		**62,043,438**
売上総利益		**19,251,114**
販売費及び一般管理費		**8,680,874**
営業利益		**10,570,240**
営業外収益		
受取利息及び配当金	66,868	
持分法による投資利益	35,781	
その他	94,049	196,698
営業外費用		
支払利息	422,317	
支払手数料	208,114	
投資有価証券評価損	131,620	
その他	109,387	871,440
経常利益		**9,895,499**
特別利益		
固定資産売却益	37,739	37,739
税金等調整前当期純利益		**9,933,238**
法人税、住民税及び事業税	3,306,425	
法人税等調整額	△40,746	3,265,678
当期純利益		**6,667,559**
非支配株主に帰属する当期純利益		4,844
親会社株主に帰属する当期純利益		**6,662,715**

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,040,630	615,114	10,973,598	△378,826	12,250,517
当期変動額					
新株の発行	9,390	9,390			18,780
剰余金の配当			△384,174		△384,174
親会社株主に帰属する当期純利益			6,662,715		6,662,715
自己株式の取得				△259,318	△259,318
株式給付信託による株式の処分				30,617	30,617
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	9,390	9,390	6,278,540	△228,700	6,068,621
当期末残高	1,050,021	624,505	17,252,139	△607,526	18,319,139

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	68,138	△3,306	5,659	70,491	8,107	16,344	12,345,461
当期変動額							
新株の発行					△312		18,468
剰余金の配当							△384,174
親会社株主に帰属する当期純利益							6,662,715
自己株式の取得							△259,318
株式給付信託による株式の処分							30,617
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	71,510	1,682	54,322	127,515	2,205	4,844	134,564
当期変動額合計	71,510	1,682	54,322	127,515	1,892	4,844	6,202,872
当期末残高	139,649	△1,624	59,981	198,006	9,999	21,188	18,548,334

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

イ.連結子会社の数	21社
ロ.主要な連結子会社の名称	㈱シノケンハーモニー ㈱小川建設 ㈱シノケンファシリティーズ ㈱シノケンコミュニケーションズ ㈱シノケンウェルネス ㈱フレンド ㈱エスケーエナジー
② 連結範囲の変更	㈱アップルケアは新たに株式を取得し、PT.Shinoken Development Indonesia 、㈱エスケーエナジー仙台及び㈱シノケンアセットマネジメントは新たに設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

イ.持分法適用の関連会社の数	２社
ロ.主要な持分法適用の関連会社の名称	㈱プロパスト サムシングホールディングス㈱
② 持分法の適用の範囲の変更	サムシングホールディングス㈱は新たに株式を取得したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

③ 持分法を適用していない関連会社の状況

イ.持分法を適用していない主要な関連会社の名称	Shinoken & Hecks Pte Ltd.
ロ.持分法を適用していない理由	関連会社は小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないためです。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであり、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

会社名	決算日
ジック少額短期保険㈱	３月末日

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のあるもの　期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

・販売用不動産　個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・不動産事業支出金　個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産　定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　５年～50年

ロ. 無形固定資産　定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

のれん　３年～15年

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
ロ. 株式給付引当金	株式給付規程に基づく当社グループの役員及び従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
④ 退職給付に係る会計処理の方法	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定は、簡便法によっております。
⑤ 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準	当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。 なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。
ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金
ハ. ヘッジ方針	変動金利を固定金利に変換する目的で一部の借入取引に関し金利スワップ取引を利用しているのみであり、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。
ニ. ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続してキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 支払利息の原価算入の会計処理	大型の開発案件（開発総事業費が３億円を超え、開発期間が１年を超える事業）に係る正常な開発期間中の支払利息は、取得原価に算入しております。
ロ. 消費税等の会計処理	税抜方式を採用しております。なお、控除対象外消費税等については販売費及び一般管理費に計上しております。

(5) 会計方針の変更

① 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響はありません。

② 平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

販売用不動産	14,509,760千円
不動産事業支出金	10,917,961千円
建物及び構築物	1,729,061千円
土地	2,427,165千円
投資有価証券	818,212千円
計	30,402,161千円

上記の他に、連結上消去されている子会社株式2,603,043千円を担保に供しております。また、工事契約履行保証等として現金及び預金319,796千円を担保に供しております。

② 担保に係る債務

短期借入金	11,913,059千円
長期借入金	16,159,318千円
計	28,072,378千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　1,881,378千円

(3) 財務制限条項

① ㈱みずほ銀行をエージェントとするシンジケート・ローン（借入残高245,000千円）には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

イ. 2013年12月期決算（当該期を含む）以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表の純資産の部の金額を、2012年12月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

ロ. 2013年12月期決算（当該期を含む）以降、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が２期連続して損失とならないようにすること。

ハ. 2013年12月期決算（当該期を含む）以降、各年度の決算期の末日における連結の純資産比率（純資産の部の金額÷資産の部の金額）を、16%以上に維持すること。

② ㈱東京スター銀行を借入先とする金銭消費貸借契約（借入残高765,500千円）には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

イ. 各年度の決算期における経常利益（連結）について、２期連続の赤字としないこと。

ロ. 各年度の決算期における純資産（連結）について、当該決算期の前年度決算期の85%以上を確保すること。

ハ. 毎月末日時点において、現預金残高（連結）を10億円以上確保すること。

③ ㈱三菱東京ＵＦＪ銀行を借入先とする金銭消費貸借契約（借入残高555,836千円）には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

イ. 平成27年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の合計額を、平成26年12月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ. 平成27年12月決算期を初回とする各年度決算の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を０円以上に維持すること。

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	17,862,600株	17,976,600株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,232,352株	1,341,552株

（注）当連結会計年度末の自己株式数には、「役員株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式37,400株及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」が保有する当社株式13,900株が、含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年３月29日定時株主総会	普通株式	133,605	8円	平成27年12月31日	平成28年３月30日

（注）配当金の総額には、「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金563千円が含まれております。

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年８月８日取締役会	普通株式	250,569	15円	平成28年６月30日	平成28年９月８日

（注）配当金の総額には、「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金780千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成29年３月29日開催の第27回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	350,413	21円	平成28年12月31日	平成29年３月30日

（注）配当金の総額には、「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託（J-ESOP）」制度の信託財産として株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金1,077千円が含まれております。

(4) 当連結会計年度末日の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　1,535,700株

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に不動産販売事業及びゼネコン事業を行うために必要な資金を金融機関からの借入等により調達しております。一時的な余剰資金は、安全性を重視した運用方針であります。

また、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である不動産事業未収入金及び受取手形・完成工事未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。

不動産事業未収入金及び受取手形・完成工事未収入金のリスクに関しては、新規取引発生時に顧客及び取引先の信用状況について社内での協議・承認のプロセスを踏むことを徹底し、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に信用状況を確認する体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である不動産事業未払金、工事未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

短期借入金、長期借入金及び社債は、主にアパート販売事業、マンション販売事業及びゼネコン事業に係る資金調達であります。

１年内償還予定の社債、不動産事業未払金、工事未払金、短期借入金、長期借入金及び社債は、流動性リスクを伴っておりますが、当社グループでは資金繰計画を作成、適宜見直すことにより、当該リスクを管理しております。なお、このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性判定に関する事項等については、前述の「１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項　(4) 会計方針に関する事項　⑥　重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。なお、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、デリバティブ取引の利用にあたっては、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注)２．参照）。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	13,524,515	13,524,515	－
(2) 不動産事業未収入金	248,342		
貸倒引当金	△5,359		
	242,982	242,982	－
(3) 受取手形・完成工事未収入金	4,530,543	4,530,543	－
(4) 投資有価証券			
関係会社株式	1,455,709	1,705,782	250,072
その他有価証券	348,263	348,263	－
資産計	20,102,015	20,352,088	250,072
(1) １年内償還予定の社債	434,000	434,000	－
(2) 不動産事業未払金	4,782,658	4,782,658	－
(3) 工事未払金	2,861,654	2,861,654	－
(4) 短期借入金	15,908,365	15,908,365	－
(5) 未払法人税等	2,333,146	2,333,146	－
(6) 社債	1,596,000	1,588,093	△7,906
(7) 長期借入金	20,024,465	20,007,349	△17,115
負債計	47,940,291	47,915,268	△25,022
デリバティブ取引(＊１)	(1,624)	(1,624)	－

(＊１) デリバティブ取引によって生じた債務は、（ ）で表示しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 不動産事業未収入金、(3) 受取手形・完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

株式は、取引所の価格を時価としております。

負債

(1) １年内償還予定の社債、(2) 不動産事業未払金、(3) 工事未払金、(4) 短期借入金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債、(7) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規発行又は借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものの時価は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される、合理的に見積られた利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	連結貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式 非上場株式	0
その他有価証券 非上場株式	3,357

市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資　産（4）投資有価証券」には含めておりません。

５．賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、福岡県その他の地域において、賃貸用のオフィスビル、サービス付き高齢者向け住宅及び賃貸住宅等を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は227,321千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度期末残高	
3,738,744千円	△240,165千円	3,498,578千円	4,372,041千円

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
２．当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は不動産の売却（159,468千円）及び減価償却費（65,706千円）であります。
３．当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

６．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　　1,113円 14 銭

（2）１株当たり当期純利益　　400円 92 銭

（注）１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。
１株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は51,300株であり、１株当たり当期純利益額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は59,324株であります。

貸借対照表

（平成28年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**400,720**	**流動負債**	**1,695,610**
現金及び預金	361,275	1年内償還予定の社債	280,000
前払費用	12,020	短期借入金	1,217,420
繰延税金資産	18,269	リース債務	1,407
その他	9,155	未払金	115,564
固定資産	**10,958,503**	未払費用	31,063
有形固定資産	**521,862**	未払法人税等	29,897
建物	302,977	前受収益	2,058
構築物	703	その他	18,199
機械及び装置	838	**固定負債**	**4,906,867**
工具、器具及び備品	42,077	社債	960,000
土地	173,479	長期借入金	1,673,700
リース資産	1,787	関係会社長期借入金	2,086,705
無形固定資産	**87,953**	リース債務	469
ソフトウエア	87,953	株式給付引当金	19,498
投資その他の資産	**10,348,686**	繰延税金負債	61,343
投資有価証券	341,172	その他	105,150
関係会社株式	8,978,346	**負債合計**	**6,602,478**
関係会社長期貸付金	812,449	（純資産の部）	
その他	216,718	**株主資本**	**4,608,615**
		資本金	**1,050,021**
		資本剰余金	**624,505**
		資本準備金	49,985
		その他資本剰余金	574,519
		利益剰余金	**3,541,615**
		利益準備金	78,037
		その他利益剰余金	3,463,578
		繰越利益剰余金	3,463,578
		自己株式	**△607,526**
		評価・換算差額等	**138,130**
		その他有価証券評価差額金	139,754
		繰延ヘッジ損益	△1,624
		新株予約権	**9,999**
		純資産合計	**4,756,745**
資産合計	**11,359,223**	**負債純資産合計**	**11,359,223**

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**865,228**
売上原価		**34,648**
売上総利益		**830,579**
販売費及び一般管理費		**590,327**
営業利益		**240,252**
営業外収益		
受取利息及び配当金	39,663	
その他	4,069	43,732
営業外費用		
支払利息	136,953	
その他	28,046	164,999
経常利益		**118,985**
税引前当期純利益		**118,985**
法人税、住民税及び事業税	25,961	
法人税等調整額	△18,010	7,950
当期純利益		**111,034**

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,040,630	40,595	574,519	615,114	39,619	3,775,136	3,814,756	△378,826	5,091,675
当期変動額									
新株の発行	9,390	9,390		9,390					18,780
剰余金の配当					38,417	△422,592	△384,174		△384,174
当期純利益						111,034	111,034		111,034
自己株式の取得								△259,318	△259,318
株式給付信託による株式の処分								30,617	30,617
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	9,390	9,390	－	9,390	38,417	△311,558	△273,140	△228,700	△483,060
当期末残高	1,050,021	49,985	574,519	624,505	78,037	3,463,578	3,541,615	△607,526	4,608,615

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	68,292	△3,306	64,985	8,107	5,164,768
当期変動額					
新株の発行				△312	18,468
剰余金の配当					△384,174
当期純利益					111,034
自己株式の取得					△259,318
株式給付信託による株式の処分					30,617
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	71,462	1,682	73,145	2,205	75,350
当期変動額合計	71,462	1,682	73,145	1,892	△408,023
当期末残高	139,754	△1,624	138,130	9,999	4,756,745

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
② 有価証券	
・その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	定率法 ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　　10～50年

(3) 重要な引当金の計上基準

株式給付引当金	株式給付規程に基づく当社の役員及び従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金
③ ヘッジ方針	変動金利を固定金利に変換する目的で一部の借入取引に関し金利スワップ取引を利用しているのみであり、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。
④ ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続してキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理	税抜方式を採用しております。なお、控除対象外の消費税等については、販売費及び一般管理費に計上しております。

(6) 会計方針の変更

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響は軽微であります。

２. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

関係会社株式	3,363,393千円
計	3,363,393千円

② 担保に係る債務

短期借入金	466,500千円
長期借入金	405,500千円
計	872,000千円

上記の他、建物195,524千円及び土地173,479千円を㈱シノケンハーモニーの借入金169,070千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　226,079千円

(3) 保証債務

子会社の金融機関からの借入債務及びリース債務に対し保証を行っております。

㈱シノケンハーモニー	5,920,627千円
㈱小川建設	1,076,735千円
㈱シノケンウェルネス	874,044千円
㈱エスケーエナジー	277,889千円
㈱シノケンファシリティーズ	119,745千円
㈱エスケーエナジー名古屋	113,600千円
㈱エスケーエナジー東京	106,676千円
その他	123,392千円
計	8,612,709千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	7,080千円
② 短期金銭債務	23,843千円

(5) 財務制限条項

① ㈱みずほ銀行をエージェントとするシンジケート・ローン（借入残高245,000千円）には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

イ. 2013年12月期決算（当該期を含む）以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表の純資産の部の金額を2012年12月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

ロ. 2013年12月期決算（当該期を含む）以降、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が２期連続して損失とならないようにすること。

ハ. 2013年12月期決算（当該期を含む）以降、各年度の決算期の末日における連結の純資産比率（純資産の部の金額÷資産の部の金額）を、16%以上に維持すること。

② ㈱東京スター銀行を借入先とする金銭消費貸借契約（借入残高765,500千円）には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

イ. 各年度の決算期における経常利益（連結）について、２期連続の赤字としないこと。

ロ. 各年度の決算期における純資産（連結）について、当該決算期の前年度決算期の85%以上を確保すること。

ハ. 毎月末日時点において、現預金残高（連結）を10億円以上確保すること。

３. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	797,624千円
② 営業取引以外の取引高	
営業外収益	33,889千円
営業外費用	60,041千円

４. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	1,232,352株	128,300株	19,100株	1,341,552株

（注） 当事業年度末の自己株式数には、「役員株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式37,400株及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」が保有する当社株式13,900株が含まれております。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は繰越欠損金であり、繰延税金資産から控除した評価性引当額は、292,836千円であります。繰延税金負債の発生の主な原因はその他有価証券評価差額金によるものであります。

６．関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	㈱シノケンハーモニー	所有直接100%	経営管理 債務保証 子会社の銀行借入に対する担保提供 資金の貸付 資金の借入 被債務保証 役員の兼任等	経営管理（注）２	291,445	－	－
				銀行借入債務に対する債務保証料受取（注）４	90,860	－	－
				借入債務等に対する債務保証（注）４	5,920,627	－	－
				子会社の借入債務に対する担保提供	369,003	－	－
				子会社への貸付（注）３、４	－	関係会社長期貸付金	187,500
				資金の貸付による利息の受取（注）４	15,607	－	－
				子会社からの借入（注）３、４	－	関係会社長期借入金	1,491,090
				資金の借入による利息の支払（注）４	54,847	－	－
				当社借入債務等に対する被債務保証（注）４	886,500	－	－
子会社	㈱小川建設	所有直接100%	経営管理 債務保証 資金の貸付 被債務保証 役員の兼任等	経営管理（注）２	175,887	－	－
				借入債務等に対する債務保証（注）４	1,076,735	－	－
				当社借入債務等に対する被債務保証（注）４	230,500	－	－
子会社	㈱シノケンファシリティーズ	所有直接100%	経営管理 債務保証 資金の借入 被債務保証 役員の兼任等	経営管理（注）２	87,875	－	－
				借入債務等に対する債務保証（注）４	119,745	－	－
				子会社からの借入（注）３、４	－	関係会社長期借入金	595,615
				当社借入債務等に対する被債務保証（注）４	535,000	－	－
子会社	㈱シノケンウェルネス	所有直接100%	経営管理 債務保証 資金の貸付 役員の兼任等	借入債務等に対する債務保証（注）４	874,044	－	－
子会社	㈱エスケーエナジー	所有直接100%	経営管理 債務保証 資金の貸付 役員の兼任等	借入債務等に対する債務保証（注）４	277,889	－	－
子会社	SKG INVEST ASIA(香港)	所有直接100%	資金の貸付 役員の兼任等	子会社への貸付（注）３、４	－	関係会社長期貸付金	406,840
				資金の貸付による利息の受取（注）４	5,786	－	－

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1　取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2　経営管理の金額については、グループ会社経営管理のための当社の必要経費を基準として契約により決定しております。

3　グループ内の資金を一元管理しており、連結会社間での資金の貸借を頻繁に行っているため、取引金額は記載しておりません。

4　資金の貸付・借入金利及び保証料については、市場金利等を勘案して決定しております。

7．1株当たり情報に関する注記

(1)　1株当たり純資産額　　285円 35 銭

(2)　1株当たり当期純利益　　6円 68 銭

（注）1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は51,300株であり、1株当たり当期純利益額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は59,324株であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２９年２月１７日

株式会社　シノケングループ
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹之内　高　司　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊　藤　次　男　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社シノケングループの平成２８年１月１日から平成２８年１２月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シノケングループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２９年２月１７日

株式会社　シノケングループ
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹之内　高　司	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊　藤　次　男	㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社シノケングループの平成２８年１月１日から平成２８年１２月３１日までの第２７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査の結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年２月20日

株式会社シノケングループ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　坂　田　　實　㊞

社外監査役　井　上　勝　次　㊞

社外監査役　柴　田　弘　俊　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第27期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金21円

その内訳　　普通配当　　18円

特別配当　　３円

配当総額　　350,413,308円

なお、中間配当金を含めました第27期の年間配当金は、普通株式１株につき金36円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年３月30日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

この度、当社グループ内で電気事業法に基づき電気の販売業務を開始することといたしました。これに伴い、定款第２条に事業の目的事項を追加することについてご承認をお願いするものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（目的）	（目的）
第２条　（条文省略）	第２条　（現行どおり）
１～27　（条文省略）	１～27　（現行どおり）
（新　設）	28　発電事業およびその管理・運営並びに電気の供給、販売に関する業務
28～37　（条文省略）	29～38　（現行どおり）

第３号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	しのはら　ひであき 篠原　英明 (昭和40年４月３日生)	平成２年６月　当社 代表取締役社長(現任) （重要な兼職の状況） ㈱シノケンハーモニー 代表取締役会長 ㈱シノケンファシリティーズ 代表取締役社長	2,993,900株
2	つるかわ　じゅんいち 霍川　順一 (昭和42年７月10日生)	平成11年３月　当社 入社 平成14年１月　当社 管理部長 平成14年６月　当社 取締役 平成20年４月　当社 取締役管理本部長 平成24年４月　当社 常務取締役 平成27年７月　㈱シノケンコミュニケーションズ 代表取締役社長（現任） 平成28年１月　当社 取締役常務執行役員(現任) （重要な兼職の状況） ㈱シノケンコミュニケーションズ 代表取締役社長	70,900株
3	みうら　よしあき 三浦　義明 (昭和43年５月25日生)	平成７年６月　㈱日商ハーモニー 入社 平成17年３月　同社 取締役 平成19年５月　㈱日商ハーモニー(現 ㈱シノケンハーモニー) 取締役 平成20年４月　同社 代表取締役社長(現任) 平成24年３月　当社 取締役 平成28年１月　当社 取締役常務執行役員(現任) （重要な兼職の状況） ㈱シノケンハーモニー 代表取締役社長	48,300株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	にしぼり　たかし 西堀　敬 (昭和35年４月１日生)	昭和58年４月　日立造船㈱ 入社 昭和62年３月　和光証券㈱(現 みずほ証券㈱) 入社 平成８年10月　㈱ウェザーニューズ 入社 平成11年12月　㈱ビッグストアドットコム 入社 平成13年10月　㈱フィナンテック 取締役 平成18年３月　㈱ベストブライダル(現 ㈱ツカダ・グローバルホールディング) 社外取締役(現任) 平成19年11月　㈱ＡＮＡＰ 社外取締役(現任) 平成23年３月　当社　社外取締役(現任) 平成23年９月　㈱日本ビジネスイノベーション 代表取締役(現任) 平成27年２月　㈱エンゲージ　取締役(現任) （重要な兼職の状況） ㈱日本ビジネスイノベーション 代表取締役	3,800株
5 ※	いりえ　ひろゆき 入江浩幸 (昭和32年11月11日生)	昭和56年４月　㈱西日本相互銀行（現 ㈱西日本シティ銀行） 入行 平成17年２月　同行 西新町支店長 平成19年５月　同行 営業企画部長 平成20年６月　同行 執行役員営業企画部長 平成21年10月　同行 執行役員福岡地区本部副本部長 兼本店営業部長兼福岡支店長 平成22年６月　同行 取締役 平成23年６月　同行 取締役常務執行役員 平成27年６月　同行 取締役専務執行役員（現任） 平成28年10月　㈱西日本フィナンシャルホールディングス 取締役執行役員（現任） （重要な兼職の状況） ㈱西日本フィナンシャルホールディングス 取締役執行役員 ㈱西日本シティ銀行　取締役専務執行役員	－株

（注）１.※印は、新任の取締役候補者であります。
２.取締役候補者　篠原英明氏は、当社連結子会社である㈱シノケンハーモニーの代表取締役会長を兼務し、当社は同社との間に経営指導等の取引関係があります。
３.取締役候補者　篠原英明氏は、当社連結子会社である㈱シノケンファシリティーズの代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に経営指導等の取引関係があります。
４.取締役候補者　霍川順一氏は、当社連結子会社である㈱シノケンコミュニケーションズの代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に経営指導等の取引関係があります。
５.取締役候補者　三浦義明氏は、当社連結子会社である㈱シノケンハーモニーの代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に経営指導等の取引関係があります。

6．取締役候補者　入江浩幸氏は、㈱西日本シティ銀行の取締役専務執行役員を兼務し、当社は同行との間に定常的な銀行取引のほか借入等の取引関係があります。
7．その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
8．取締役候補者　西堀敬氏及び入江浩幸氏は、社外取締役候補者であります。
9．西堀敬氏は、コンサルティング会社の経営者のみならず社外取締役として豊富な経験と幅広い知見があり、当社においても経営全般に助言をいただくことでコーポレートガバナンスの強化にその経験を活かすことができると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年であります。
10. 入江浩幸氏は、当社の主要な取引銀行である㈱西日本シティ銀行の取締役を務められており、その豊富な経験と幅広い知見から、当社においても経営全般に助言をいただくことでコーポレートガバナンスの強化にその経験を活かすことができると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
11. 入江浩幸氏が㈱西日本シティ銀行取締役在任中、同行において、行員による顧客の現金着服などの不祥事件が発覚いたしました。当該事案に関し同氏は同行経営陣として、当該行員の懲戒処分、関係当局への通報・届出の対応を行ったほか、リスク管理態勢の強化・見直し、再発防止策の策定を行っております。
12. 議案をご承認いただくことを条件として、西堀敬氏は、当社との間で会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を更新する予定であります。また、入江浩幸氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
① 取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が任務を怠ったことによって当社が損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
② 上記の責任限度が認められるのは、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役坂田實氏、及び柴田弘俊氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	坂田　實（さかた　みのる） (昭和21年12月11日生)	昭和45年２月　㈱丸栄（現 ㈱ダイエーと合併）入社 昭和56年９月　同社　総務室株式課課長 平成10年３月　㈱サニックス 入社 平成21年６月　当社常勤監査役（現任）	2,000株
2 ※	安田　祐一郎（やすだ　ゆういちろう） (昭和44年２月６日生)	平成３年４月　㈱日本政策金融公庫 入庫 平成５年10月　新日本監査法人(現 新日本有限責任監査法人) 入所 平成11年10月　㈱りそな銀行入行 平成12年４月　監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 平成16年８月　㈲淀屋橋総合事務所(現 ㈲淀屋橋総合会計) 代表取締役社長(現任) 平成19年３月　㈱淀屋橋総合鑑定(現 ㈱淀屋橋不動産鑑定) 代表取締役社長(現任) 平成23年３月　当社 社外取締役(現任) （重要な兼職の状況） ㈲淀屋橋総合会計　代表取締役社長 ㈱淀屋橋不動産鑑定　代表取締役社長	－株

（注）１.※印は、新任の監査役候補者であります。
２.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３.坂田實氏は、社外監査役候補者であります。
４.坂田實氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏の35年以上企業の経理・総務部門に勤務した専門知識と豊富な実務経験に基づき、これまでと同様に社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接企業経営に関与されたことはありませんが、上記の理由から社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
５.坂田實氏は、現在当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって７年９ヶ月となります。
６.議案をご承認いただくことを条件として、坂田實氏は、当社との間で会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を更新する予定であります。また、安田祐一郎氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
① 監査役が任務を怠ったことによって当社が損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
② 上記の責任限度が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役が就任する順位は、平成28年３月29日開催の第26回定時株主総会において補欠監査役に選任された國澤曜一氏を第一順位とし、兼田康文氏を第二順位といたします。ただし、國澤曜一氏は社外監査役の要件を満たしておりませんので、社外監査役が欠けた場合の候補者は兼田康文氏となります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
兼田　康文（かねだ　やすふみ） （昭和50年6月20日生）	平成13年４月　㈱新生銀行　入行 平成16年８月　監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 平成21年９月　兼田公認会計士事務所　開業 平成24年２月　㈱ｱｰｸ・ﾌｨﾅﾝｼｬﾙ・ｲﾝﾃﾘｼﾞｪﾝｽ 代表取締役（現任） 平成24年８月　税理士法人ｱｰｸ・ﾊﾟｰﾄﾅｰｽﾞ　入所 （重要な兼職の状況） ㈱ｱｰｸ・ﾌｨﾅﾝｼｬﾙ・ｲﾝﾃﾘｼﾞｪﾝｽ　代表取締役	－株

（注）１．補欠監査役候補者　兼田康文氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．兼田康文氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．兼田康文氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
兼田康文氏は、企業の代表取締役のみならず、公認会計士及び税理士資格を有しており、当社の経営管理体制に適切な助言をいただくことでコーポレートガバナンス及び内部統制の強化にその経験を活かすことができると判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

４．議案をご承認いただくことを条件として、兼田康文氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額といたします。

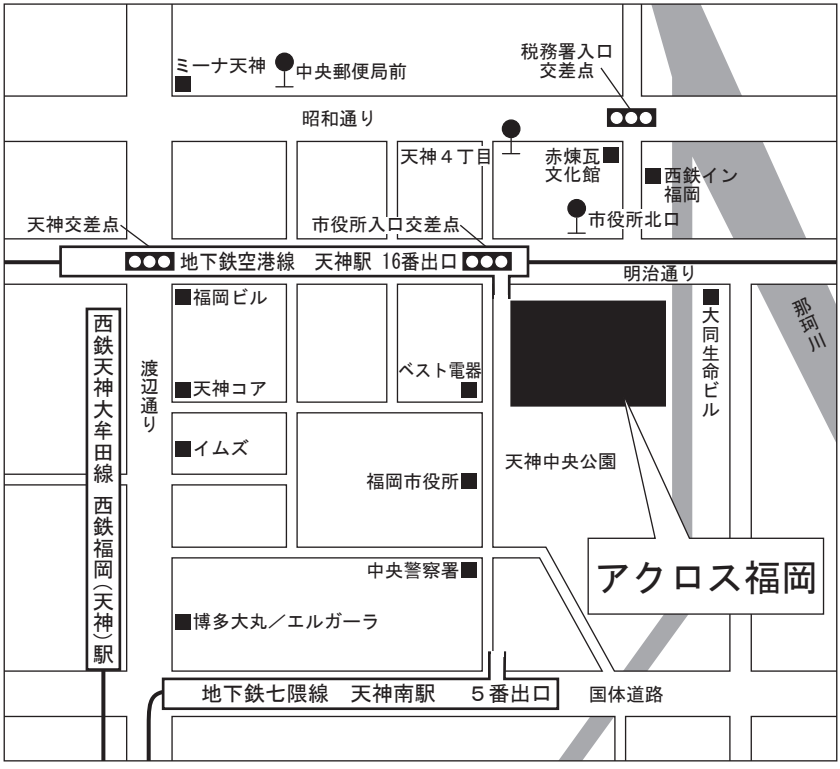
以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場　福岡市中央区天神一丁目１番１号
TEL　092-725-9111（代表）
アクロス福岡　４階　国際会議場



●西鉄バス市役所北口バス停から徒歩約０分
●地下鉄空港線天神駅から徒歩約３分（16番出口直結）
●地下鉄七隈線天神南駅５番出口から徒歩約３分
●西鉄天神大牟田線西鉄福岡（天神）駅から徒歩約５分